

田辺市新型インフルエンザ等 対策行動計画の概要

田辺市新型インフルエンザ等対策行動計画概要

新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定に基づき、市行動計画を策定。
国、県、事業所等が連携・協力し、発生段階に応じた総合的な対策を推進。

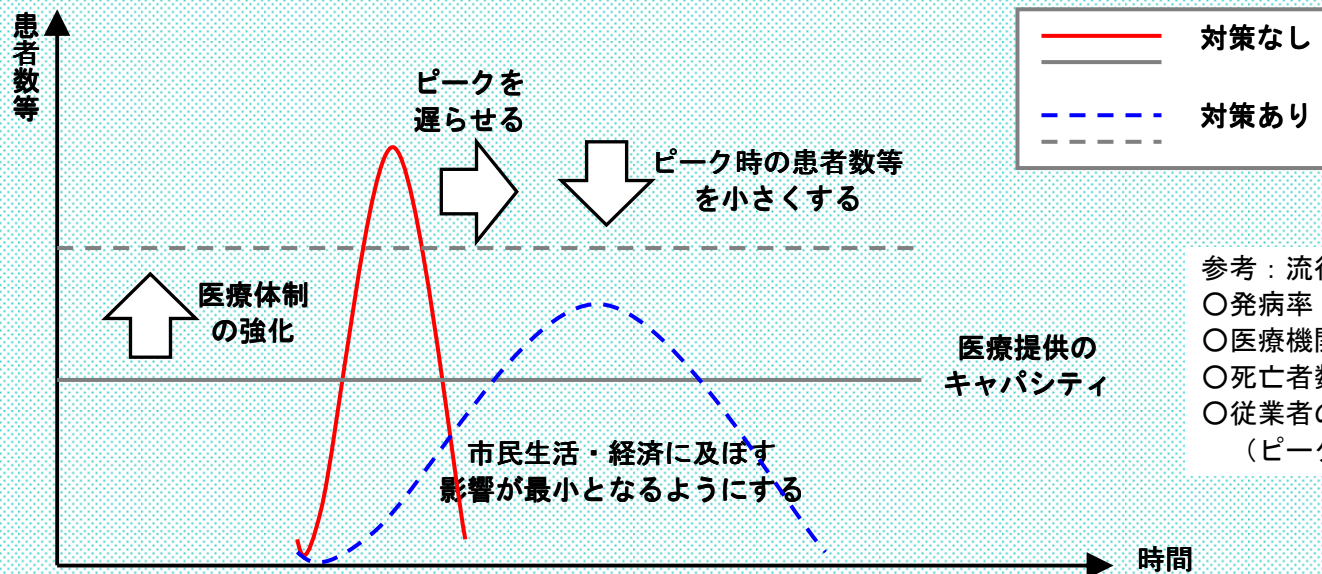
対策の目的及び基本的な戦略

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- 市民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
※社会状況に応じて臨機応変に対応する。
※医療機関等現場が動きやすくなるよう配慮。

対策実施上の留意点

- 基本的人権の尊重
- 危機管理としての特措法の性格
- 関係機関相互の連携協力の確保
- 記録の作成・保存

対策の効果 概念図



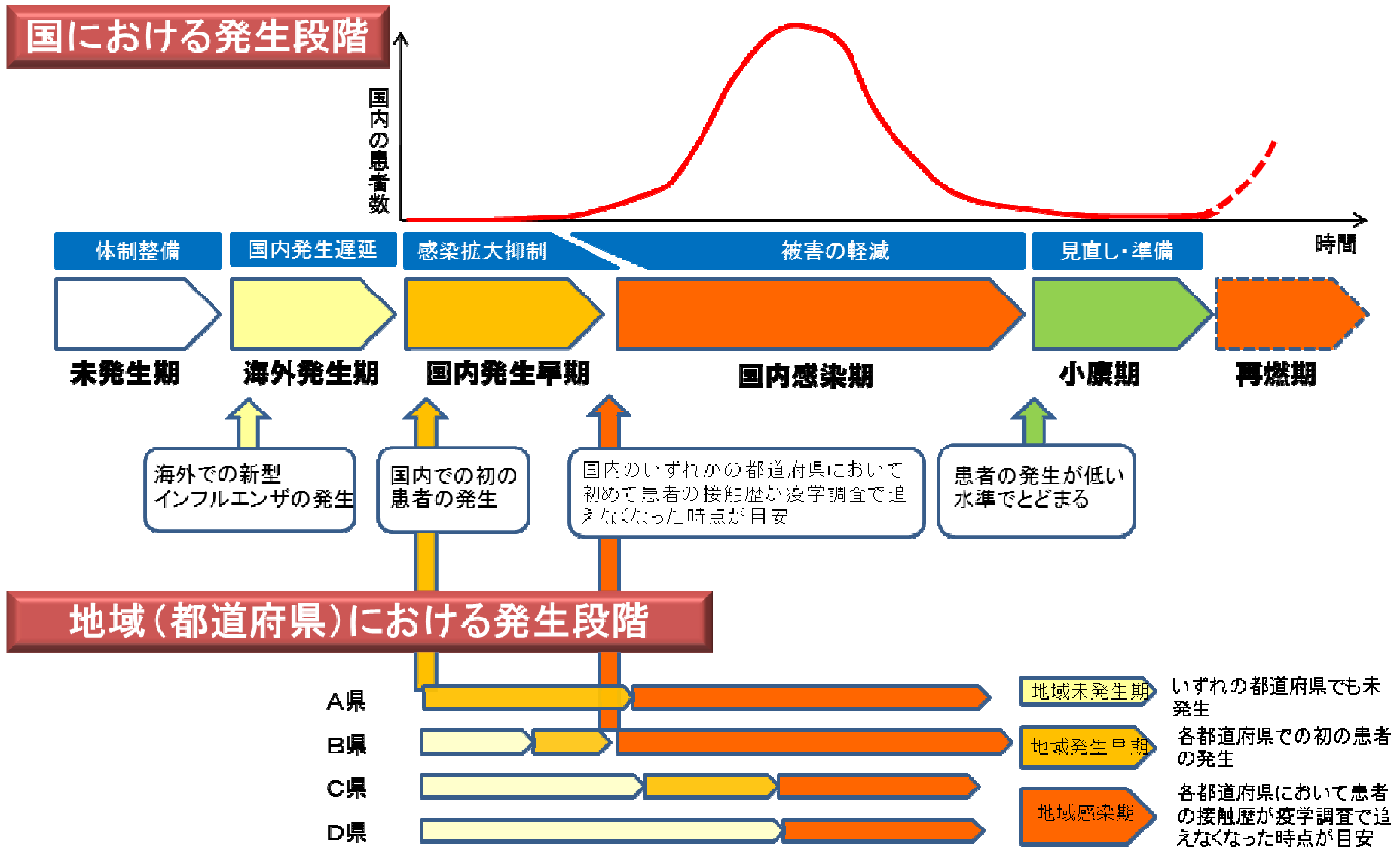
参考：流行規模・被害想定

- 発病率 全人口の約25%
- 医療機関受診患者数 約8千人～1万5千人
- 死亡者数 約120人
- 従業員の欠勤最大40%程度
(ピーク時の約2週間)

※上記の推計には、抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)、現在の医療体制等を一切考慮していない。

(参考)

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



発生段階ごとの対策の概要

	海外発生期	国（県）内発生早期	国（県）内感染期	小康期
対策の 考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・国（県）内発生をできる限り遅らせる ・国（県）内発生に備えての体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・流行のピークを遅らせるための感染対策を実施 ・感染拡大に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に変更 ・必要なライフライン等の事業活動を継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二波に備えた第一波の評価 ・医療体制、社会経済活動の回復
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・国（県）内発生に備えた準備 	<ul style="list-style-type: none"> ★状況により政府が緊急事態宣言 ★市対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ★状況により政府が緊急事態宣言 ★市対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策の見直し ・状況により市対策本部の廃止
情報提供 共有	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県との情報共有の強化 ・市民への情報発信 ・コールセンター等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県との情報共有の強化 ・市民への情報発信の強化 ・コールセンター等の充実・強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県との情報共有の強化 ・市民への情報発信の強化 ・コールセンター等の充実・強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供のあり方の見直し ・コールセンター等の縮小
まん延防止 予防	<ul style="list-style-type: none"> ・市民への基本的感染対策（手洗い、咳エチケット等）の勧奨 ・学校等の施設の感染予防対策等の検討 ・特定接種の準備・実施 ・住民接種の体制準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民への基本的感染対策（手洗い、咳エチケット等）の勧奨 ・学校等の施設の感染予防対策等の実施 ・市主催行事の中止・延期 ・住民接種の準備・実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民への基本的感染対策（手洗い、咳エチケット等）の勧奨 ・学校等の施設の感染予防対策等の実施 ・市主催行事の中止・延期 ・住民接種の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二波に備えた住民に対する予防接種の継続

	海外発生期	国（県）内発生早期	国（県）内感染期	小康期
対策の 考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・国（県）内発生をできる限り遅らせる ・国（県）内発生に備えての体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・流行のピークを遅らせるための感染対策を実施 ・感染拡大に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に変更 ・必要なライフライン等の事業活動を継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二波に備えた第一波の評価 ・医療体制、社会経済活動の回復
医療	<ul style="list-style-type: none"> ・県実施の地域医療体制の整備への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・県実施の地域医療体制の整備への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師会と連携し地域医療体制の確保と市民への周知 ★県実施の臨時の医療施設の設置への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・県と連携し、通常医療体制移行に協力
市民生活及び市民 経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体安置所の確保等の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・食料品・生活必需品等の確保、配分・配布 ・在宅療養の患者への支援（見回り、食事の提供等） ・円滑な火葬等の実施 ★水の安定供給 ★生活関連物資等の価格の安定 	<ul style="list-style-type: none"> ・食料品・生活必需品等の確保、配分・配布 ・在宅療養の患者への支援（見回り、食事の提供等） ・円滑な火葬等の実施 ★水の安定供給 ★生活関連物資等の価格の安定 ★埋葬・火葬の特例措置 ★在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援等 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅療養の患者への支援（見回り、食事の提供等）

★は緊急事態宣言時の対策

(参考)

緊急事態宣言時の国・県・市ごとの対策の概要

	国（県）内発生早期	国（県）内感染期	小康期
国	<ul style="list-style-type: none">★緊急事態宣言を行い、都道府県の単位を基に措置区域を指定する。★国民に事業者のサービス低下の可能性を許容することを呼びかけ★指定（地方）公共機関に緊急物資等の輸送を要請★生活関連物資の価格安定の要請	<ul style="list-style-type: none">★各事業者の従業員のり患状況等により必要な対策を検討★国民に事業者のサービス低下の可能性を許容することを呼びかけ★生活関連物資の価格安定の要請、措置の実施★特定非常災害の被害者の権利利益の保全等の対策実施★特別な金融対策	<ul style="list-style-type: none">★必要に応じ、対策の縮小、中止★各事業者へ縮小、中止していた業務の再開の周知
県	<ul style="list-style-type: none">★住民等への外出自粛要請★学校等施設の使用制限の要請、指示★工業用水事業において、水の安定的かつ適切な供給の措置★指定（地方）公共機関に緊急物資等の輸送を要請★生活関連物資の価格安定の要請★混乱に乗じた犯罪の取締り	<ul style="list-style-type: none">★住民等への外出自粛要請★学校等施設の使用制限の要請、指示★工業用水事業において、水の安定的かつ適切な供給の措置★対策に必要な物資の売渡しの要請、収用★生活関連物資の価格安定の要請、措置の実施★混乱に乗じた犯罪の取締り	<ul style="list-style-type: none">★必要に応じ、対策の縮小、中止
市	<ul style="list-style-type: none">★市対策本部を設置★予防接種（住民接種）の実施★水道事業において、水の安定的かつ適切な供給の措置★生活関連物資の価格安定の要請	<ul style="list-style-type: none">★市対策本部を設置★予防接種（住民接種）の実施★水道事業において、水の安定的かつ適切な供給の措置★生活関連物資の価格安定の要請、措置の実施★要援護者への生活支援等の対応★可能な限りの火葬場の稼働★遺体安置施設等の確保	<ul style="list-style-type: none">★予防接種（住民接種）の実施★必要に応じ、対策の縮小、中止